

第4章 歴史文化保存活用区域

1. 歴史文化保存活用区域設定の目的と考え方

歴史文化保存活用区域とは、不動産である文化財や有形文化財だけでなく、無形文化財も含めて特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための区域のことです。

悉皆調査により、小郡市内の文化遺産は至るところに分布することが明らかになりましたが、地域の中心となる文化遺産とその周辺環境を一定の区域を定めて捉えれば、より地域の実情に合致した保存活用（管理）計画を立てることができます。この区域を歴史文化保存活用区域と呼び、今後市が推進する文化遺産を活かしたまちづくりの中心に据えるべきものです。

歴史文化保存活用区域の設定目的は以下の通りです。

その地域に伝わる歴史文化を知り、守り繋ぎ、活用して、豊かなふるさとをつくる

この目的を達成するためには、行政と住民のみならず、そしてNPO法人を始めとする非営利団体や営利団体など、様々な立場の人々が協力して活動に取り組む必要があります。そのためには、まず地域の歴史文化の実態を知ることから始める必要があるでしょう。行政として、継続した学習や体験の場を設け、生涯学習の機会を充実させるとともに、学校教育現場との十分な連携を図ることが重要です。また、住民が地域に誇りを持つためには、地域外からの評価を得ることも有効な手段です。そのためには、積極的な情報発信も必要な手段と言えます。

このような取り組みの先に初めて、地域住民自らによる歴史文化の継承が可能となります。住民が主体となって方針や手段を検討し、行政がその補助をするような、そんな社会の達成を目指します。

区域設定の目標

1. 歴史文化を活かしたまちづくりの指針とする
2. 歴史文化の情報を地域内外で共有する
3. 文化遺産を次世代に継承する

2. 歴史文化保存活用区域の設定方針

歴史文化保存活用区域は、以下のような要件を満たす地域に設定します。

○文化財が集中する地域

○核となる文化財とその周辺を一体的に保存整備することが望まれる地域

○文化的な空間を創出するために一体的に捉えることが望まれる地域

これを前提に、小郡市の歴史文化の特徴を踏まえ、次のような地域を歴史文化保存活用区域に設定しました。

1. 一定のテーマの文化遺産が集中して残り、十分な活用を図ることが期待される区域

地域のテーマや特徴を見出すことができ、それを市内外の住民に比較的容易に伝えることができる区域。これから市が取り組む文化財行政の中心となる。

2. テーマは複数に及ぶが、地域として文化遺産群の存在が重なる区域

様々なテーマの文化遺産が重層的に存在する地域で、厚みのある保存・活用方針を設定できるほか、他地域との連携が期待できる区域。

3. 市の特徴である自然を背景に、様々な文化遺産がそれに溶け込む区域

自然や空間としての地域を重視し、そこに存在する多様な文化遺産を広い視点で位置付けることができる区域。

3. 歴史文化保存活用区域の設定

歴史文化保存活用区域設定の前提となる関連文化財群と主な構成要素、そして所在地の関係は以下のとおりです。

表 19 各関連文化財群の主な構成要素と所在地

関連文化財群	主な構成要素	所在地（校区 区）
津古古墳群と小郡の古墳文化	津古 1 号墳、横隈山古墳、井の浦 1 号墳	三国 みくにの団地・三国が丘
	花立山穴観音古墳・花立山古墳群	立石 花立山
地方郡衙の教科書 小郡官衙遺跡群	小郡官衙遺跡	大原 中央 1・中央 2
	上岩田遺跡、井上廃寺	立石 上岩田・井上
	媛社神社	小郡 大崎
九州南北朝最大の合戦 大保原合戦	善風塚跡	大原 大保
	大原古戦場碑、福童の將軍藤	小郡 小郡・福童
	山隈城	立石 花立山
	西鱒坂城	味坂 下西
水とくらし	野越堤を始めとした水利施設	立石 干潟
	池内孫右衛門翁之碑、野口堤	小郡 大原
	稲吉堰	小郡 稲吉
	端間港	小郡 東福童
	ダブリュウ	御原・味坂 各地
近世のクロスロード 小郡	旅籠油屋、南・北構口、霊鷲寺	立石 松崎
	平田家住宅・平田氏庭園、祇園神社、日吉神社	小郡 上町・中町・下町・新町
	隼鷹神社、柳屋、早馬祭	三国 横隈
	高松家、紺屋	御原 古飯
	筑前・筑後国境石、早馬祭	立石 乙隈
	平田家、伍盟銀行、内山伊吉之碑	小郡 上町・東町
櫓と小郡	河原氏庭園	小郡 中央 1
	伊吉櫓の古木	立石 松崎
	小郡を支えた鴨猟	小郡 下町
民間信仰 さまざまな祈りのかたち	大保ゴルフ場跡	大原 大保
	名馬池月の塚	味坂 八坂
大刀洗飛行場と戦時のくらし	日吉神社 下町恵比須像・中町恵比須像	小郡 下町
	陸軍実弾射撃訓練場、軍用道路、軍用防空壕、観音像と釈迦像	立石 干潟
	縣境石	小郡 下町

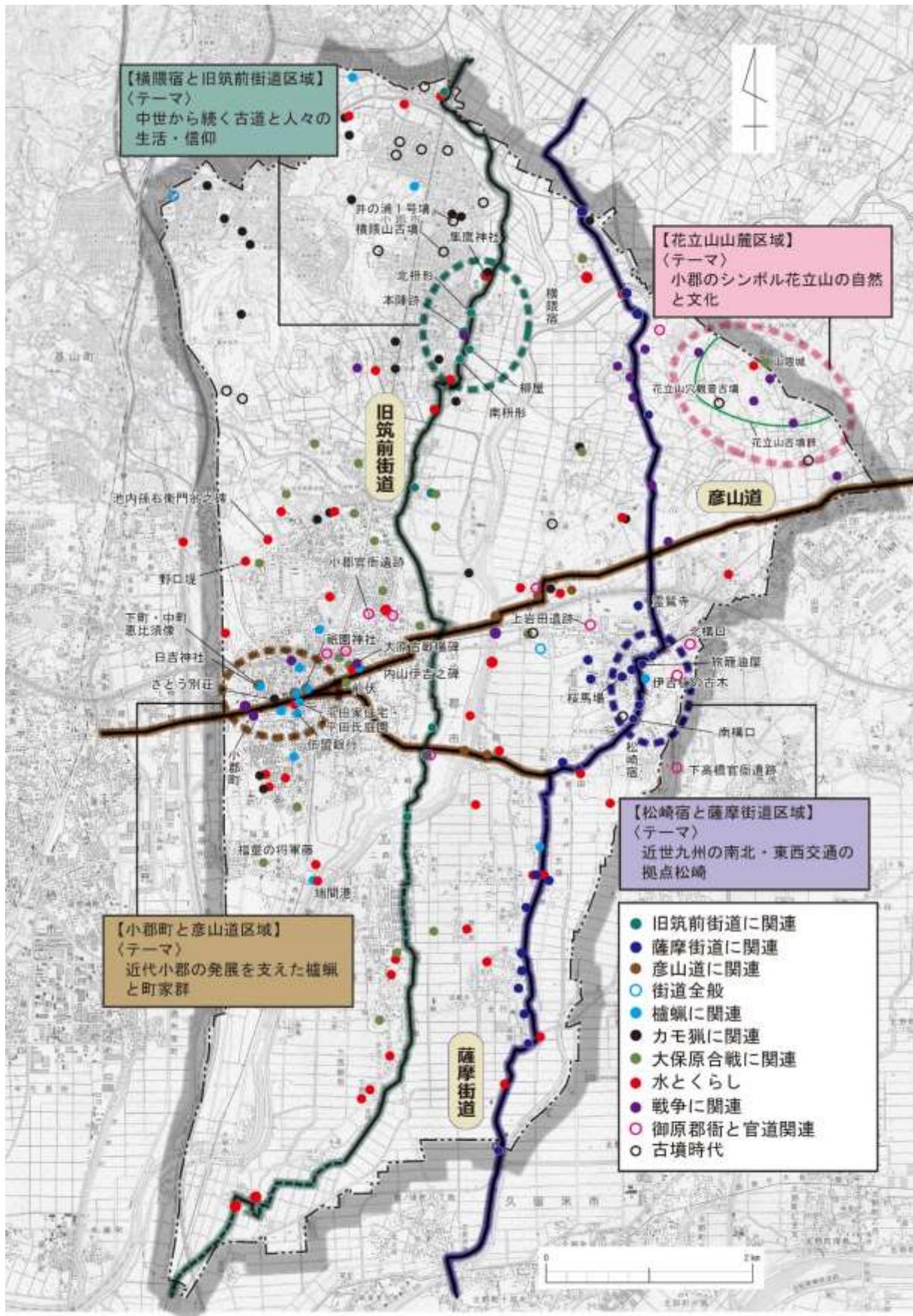
前項の要件に基づき、構成要素の所在地をグループで括ると、以下のようなまとまりが見えてきます。

- ①松崎宿と薩摩街道区域
- ②小郡町と彦山道区域
- ③横隈宿と旧筑前街道区域
- ④花立山山麓区域

これを表にまとめるか以下のようになり、市内の主要構成要素のほとんどがこの4つの区域に分類できることが分かります。

表 20 関連文化財群の主要構成要素と各区域の関係

区域 関連文化財群	松崎宿と薩摩街道 区域	小郡町と彦山道 区域	横隈宿と旧筑前街道 区域	花立山山麓 区域
津古古墳群と小郡の古墳文化			津古1号墳 横隈山古墳 井の浦1号墳	花立山穴観音古墳 花立山古墳群
地方郡衙の教科書 小郡官衙遺跡群	上岩田遺跡	小郡官衙遺跡 井上廃寺	媛社神社	
九州南北朝最大の合戦 大保原合戦		大原古戦場碑 福童の將軍藤	善風塚跡 西鏝坂城	山隈城
水とくらし	野越堤を始めとした水利施設	池内孫右衛門翁之碑 野口堤、稻吉堰 端間港	各地のダブリュウ	
近世のクロスロード 小郡	旅籠油屋、南・北構口 桜馬場、靈鷲寺 高松家、紺屋 筑前・筑後国境石 乙隈早馬祭	平田家住宅 平田氏庭園 祇園神社 日吉神社	隼鷹神社 柳屋 横隈早馬祭	
櫓と小郡	伊吉櫓の古木	平田家住宅 平田氏庭園 伍盟銀行 内山伊吉之碑 河原氏庭園		
小郡を支えた鴨		さとう別荘	大保ゴルフ場跡	
民間信仰 さまざまな祈りのかたち		日吉神社 下町恵比須像 中町恵比須像	名馬池月の塚	
大刀洗飛行場と戦時のくらし		縣境石		陸軍実弾射撃訓練場 軍用道路 軍用防空壕 観音像と釈迦像

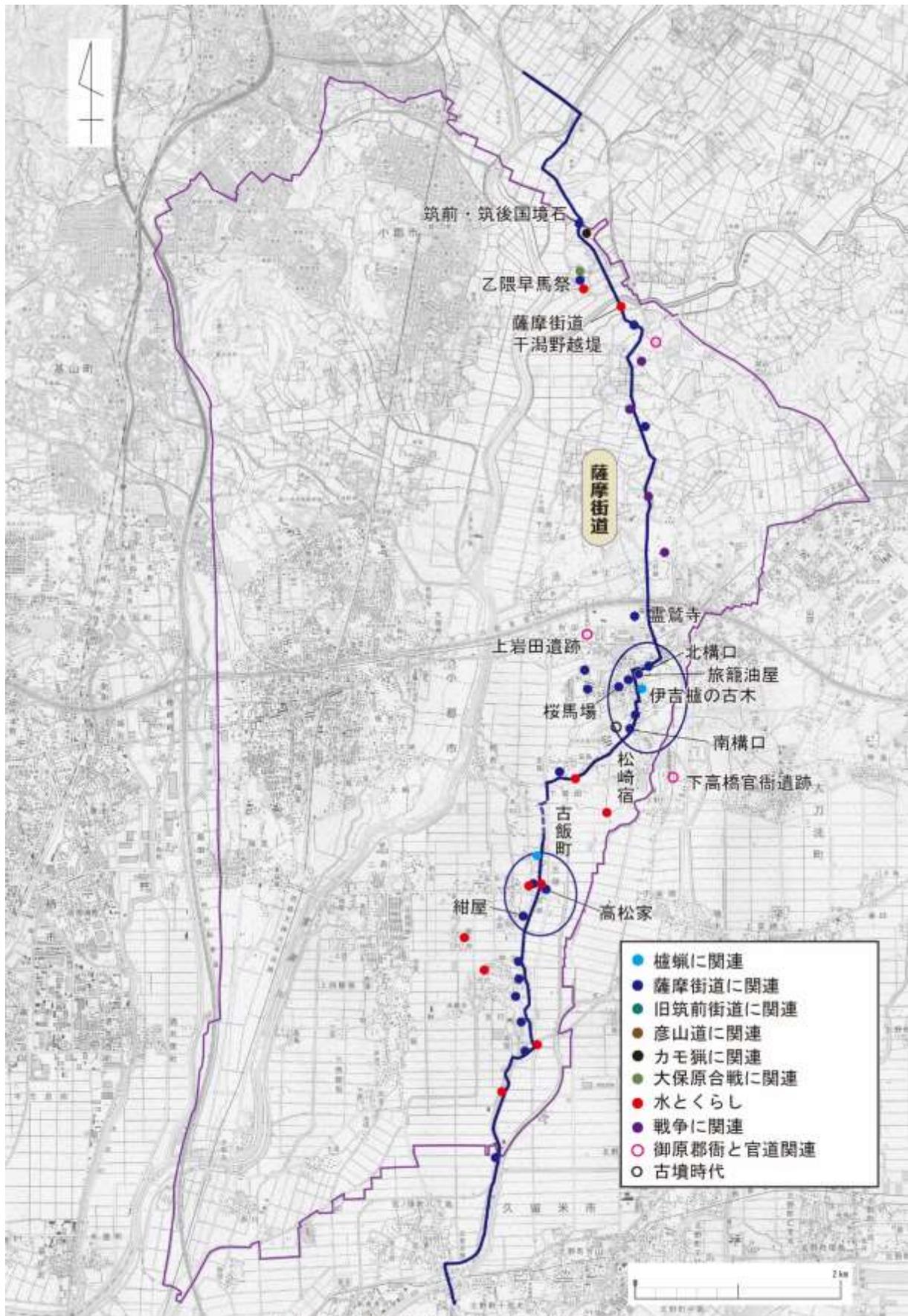


小郡市の歴史文化保存活用区域

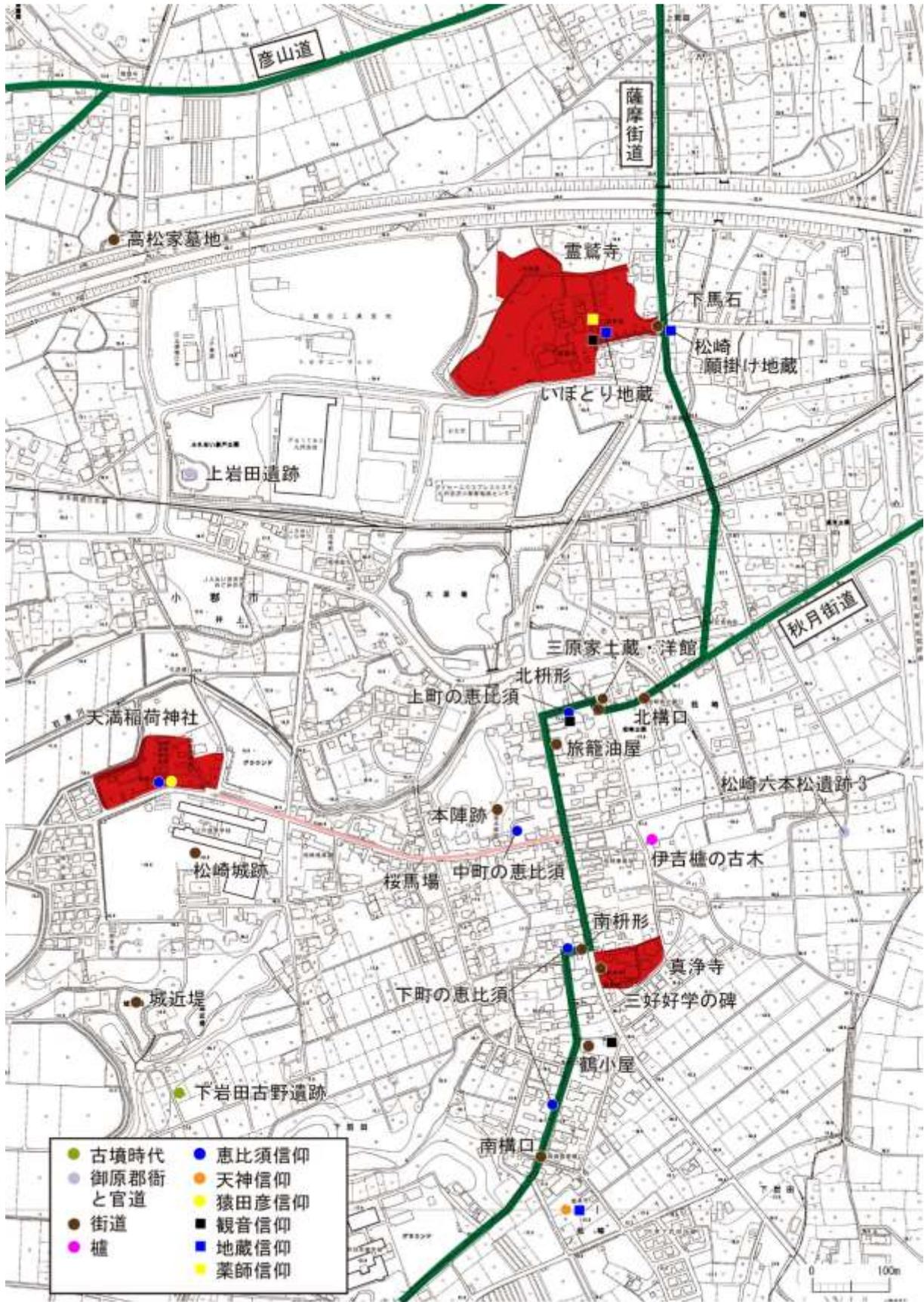
4. 歴史文化保存活用区域の概要

1) 松崎宿と薩摩街道区域

区域のテーマ	近世九州の南北・東西交通の拠点松崎
区域のタイプ	一定のテーマの文化遺産が集中して残り、十分な活用を図ることが期待される区域
関連文化財群と構成要素	<p>地方郡衙の教科書 小郡官衙遺跡群 上岩田遺跡</p> <p>水とくらし 野越堤を始めとした水利施設</p> <p>近世のクロスロード 小郡 旅籠油屋、南・北構口、桜馬場、霊鷲寺、高松家、紺屋、筑前・筑後国境石、乙隈早馬祭</p> <p>櫓と小郡 伊吉櫓の古木</p>
区域の概要	<p>本区域は、市の東部、宝満川左岸の低台地上に位置する。南北に走る薩摩街道沿いの範囲で、南から光行・古飯・松崎・干潟・乙隈の各地域を中心に、数多くの近世の指定文化財と未指定文化財が存在する。</p> <p>古くは7世紀代の評衙と考えられる上岩田遺跡が存在する。薩摩街道のやや西側には中世の吹上城や乙隈城があり、当時の交通路が存在することが想定できる。</p> <p>近世の松崎宿や薩摩街道沿いには、文化遺産が非常によく残されている。街道自体の残りも比較的良好である。松崎宿では、二つのNPOが旅籠油屋と旅籠鶴小屋を管理・活用しており、特に前者は解体・復原が完了し、江戸時代当時の姿を体感することができる。また、南北の構口は4基の石塁が全て残り、全国的にも貴重な事例となっている。修繕を含めた適切な管理が求められる。また、野越堤を始めとした水利施設は、江戸時代の治水と防災を今に伝える。</p> <p>近代以降も松崎は交通の要衝として発展し、明治から昭和初期の文化遺産も多い。このような背景もあり、古飯から古屋佐久左衛門・高松凌雲兄弟、松崎からは郷土史家柳勇や詩人・編集者野田宇太郎が出るなど、現在も文化の薫りが高い。</p>
保存・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○近世の薩摩街道及び松崎宿に関する文化遺産と周辺環境の維持に取り組むとともに、活用のための周遊コースを設定し、可能な部分からコース整備を行う。 ○松崎宿旅籠油屋を管理するNPO法人小郡市の歴史を守る会との協力を強化し、日常的な事業展開を検討する。 ○旅籠油屋に関する活用方針を決定し、宿泊を含めた歴史体験の拠点とする。 ○旅籠一松屋の解体のような、これ以上の重要な文化遺産の滅失を避けるため、未指定文化財の内容や重要性を周知する。 ○貴重な伊吉櫓の古木を守り、再び増やす活動に取り組む。 ○松崎宿本陣跡のような、詳細が不明な重要な構成要素の調査・研究を進める。 ○薩摩街道干潟野越堤を始めとする街道沿いの水利施設を防災教育の材料として活用する。



松崎宿と薩摩街道区域の主な構成要素



松崎宿に関する主な構成要素



松崎宿には、道を直角に曲げ、軍勢や馬が一気に通り抜けれないようにした枡形が、南北2か所に残されています（写真は北枡形）。



商家の多い宿場町松崎には、多くの恵比須像がまつられました。上町の恵比須は、文化3年（1806）の銘があります。



松崎の霊鷲寺には、享保の一揆（1728年）を鎮めた久留米藩家老稲次因幡正誠の墓と一字一石塔などが、大切にまつられています。



古飯の高松家は、幕末から明治に活躍した旧幕将古屋佐久左衛門と將軍徳川慶喜の奥詰医師高松凌雲兄弟の生誕記念碑があります。



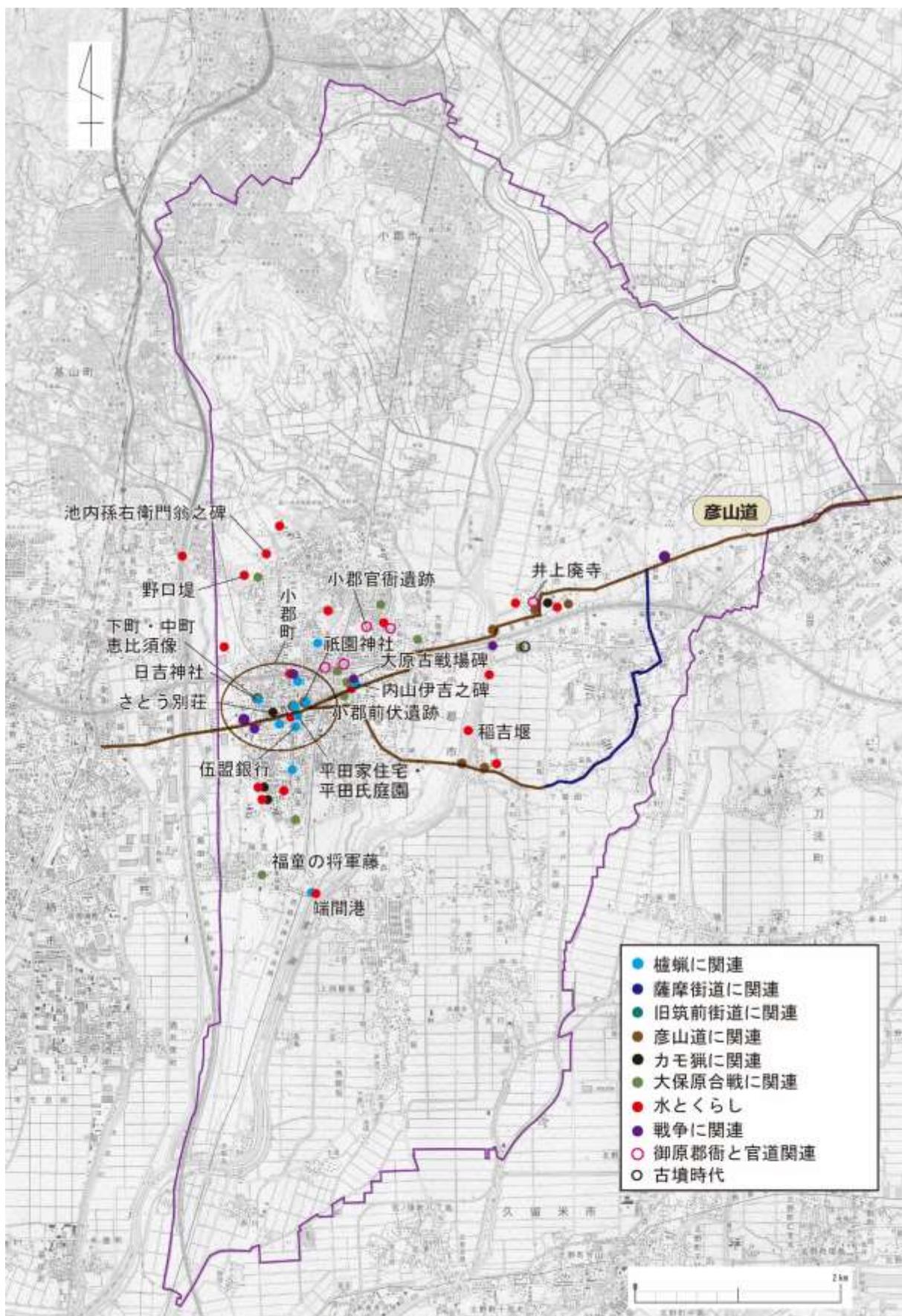
毎年10月17日に行われる乙隈早馬祭は、五穀豊穰・家内安全を祈るまつりで、子どもたちが早馬をかついで乙隈を一周します。



江戸時代、草場川の氾濫に悩んだ久留米藩は、当時の最新治水技術（野越堤・霞堤・横堤）を用いて薩摩街道を洪水から守りました。

2) 小郡町と彦山道区域

区域のテーマ	近代小郡の発展を支えた櫛蠟と町家群
区域のタイプ	テーマは複数に及ぶが、地域として文化遺産群の存在が重なる区域
関連文化財群と構成要素	<p>地方郡衙の教科書 小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡、井上廃寺</p> <p>九州南北朝最大の合戦 大保原合戦 大原古戦場碑、福童の將軍藤水とくらし 池内孫右衛門翁之碑、野口堤、稻吉堰、端間港</p> <p>近世のクロスロード 小郡 平田家住宅・平田氏庭園、祇園神社、日吉神社</p> <p>櫛と小郡 平田家住宅・平田氏庭園、伍盟銀行、内山伊吉之碑、河原氏庭園</p> <p>小郡を支えた鴨 さとう別荘</p> <p>民間信仰 さまざまな祈りのかたち 日吉神社 下町・中町恵比須像</p> <p>大刀洗飛行場と戦時のくらし 縣境石</p>
区域の概要	<p>本区域の中心となる小郡町は、市の中央部、宝満川右岸の低台地上に位置する。彦山道は市中部を横断し、柿の木瀬で宝満川を渡る。</p> <p>古代には、小郡官衙遺跡と井上廃寺が存在する。小郡官衙遺跡は古代の御原郡衙で、郡衙の教科書と呼ばれる遺跡である。</p> <p>1359年には大保原合戦の戦場となり、合戦後に懐良親王が奉納したと伝わる「福童の將軍藤」や、明治に建てられた記念碑「大原古戦場碑」がある。また、字名の「前伏」や「高見下」など、この合戦を想起させる地名も残っている。</p> <p>近世の小郡町は、彦山道沿いの在郷町として大きく発展した。17世紀中頃の町立てにより寺社等を含めた計画的な区画が整備され、現在も平田家住宅を始めとした町家が残されている。なお、近世の小郡は櫛蠟により大きく潤った。18世紀前半に内山伊吉が櫛の優良品種「伊吉櫛」を開発し、技術等は藩の内外へと広まった。その栄華は平田家住宅・平田氏庭園に見ることができる。また、他にも河原氏庭園など、庭師松尾仙六による池泉式庭園が見られる。</p> <p>この平田家は、現在認定NPO法人により管理され、建物の修復や様々な活用事業が行われている。</p>
保存・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○近世の小郡町及び彦山道に関する文化遺産と周辺環境の維持に取り組むとともに、活用のための周遊コースを設定する。 ○平田家住宅を管理する認定NPO法人文化財保存工学研究室との協力を強化し、日常的な事業展開を検討する。 ○平田家住宅に関する活用方針を決定し、宿泊を含めた歴史体験の拠点とする。 ○現在まちづくり協議会が進める案内ボランティア育成活動に協力し、各文化遺産の周知を進める。 ○古くから残された町家など重要な文化遺産の滅失を避けるため、未指定文化財の調査・研究を進め、その内容や重要性を周知する。 ○近世以外の構成要素については、他地域との連携を進める中で活用の方法を検討する。



小郡町と彦山道区域の主な構成要素



小郡町に関する主な構成要素



小郡町は 17 世紀中頃に本格的に町立てが始まり、徐々に整備されました。江戸後期から明治には、燭蠟産業で大きく栄えました。



1353 年に久留米市府中から勧請された祇園神社は、小郡の町立ての際に町の鬼門の守りとして現在地に遷宮されました。



小郡の日吉神社には、恵比須像が 2 体まつられています。向かって右が下町の恵比須、左が線刻で表現された中町の恵比須です。



台地上にある小郡町は、古くから水の確保に苦勞し、江戸時代は交渉により対馬藩田代領を流れる秋光川から水路を引いていました。



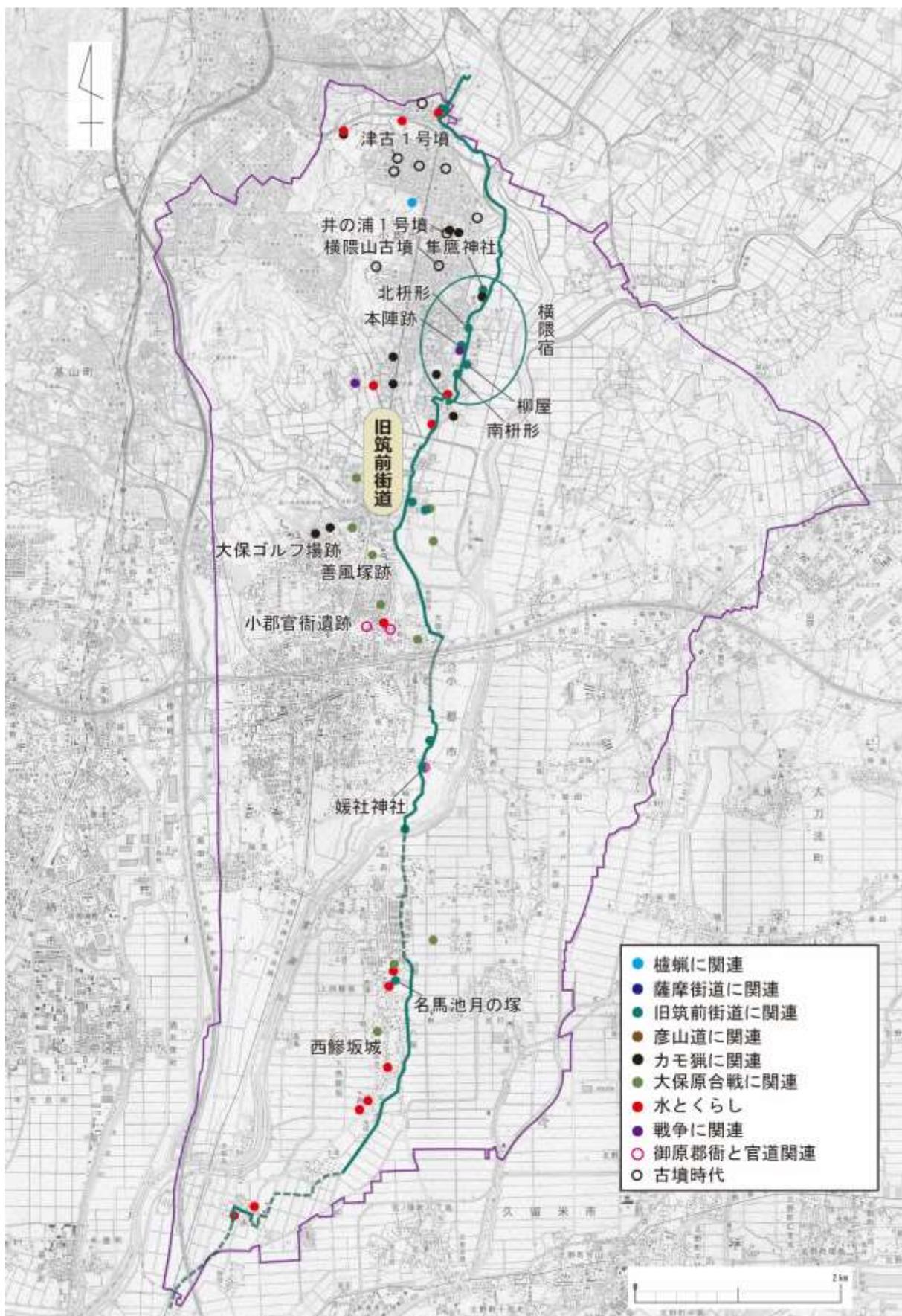
小郡自衛隊入口交差点にある道標で、小郡村青年団が建てました。矢印とともに「大原古戦場」や「飛行場」の文字が彫られています。



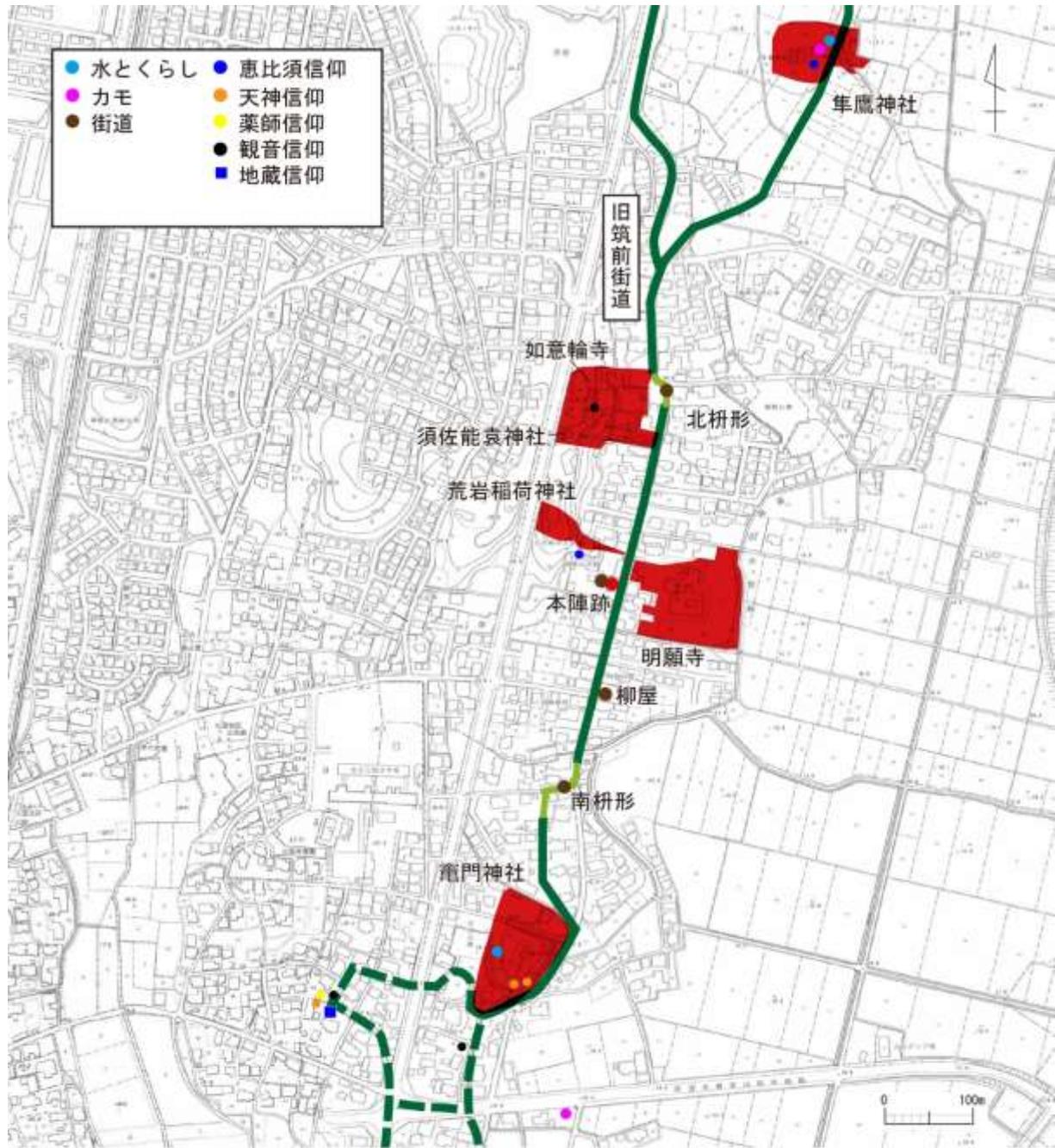
福岡県と佐賀県の縣界標で、元々は今より西の県境にありました。大正 8 年 (1919) の大刀洗飛行場完成との関連が考えられます。

3) 横隈宿と旧筑前街道区域

区域のテーマ	中世から続く古道と人々の生活・信仰
区域のタイプ	一定のテーマの文化遺産が集中して残り、十分な活用を図ることが期待される区域
関連文化財群と構成要素	<p>津古古墳群と小郡の古墳文化 津古1号墳、横隈山古墳、井の浦1号墳</p> <p>地方郡衙の教科書 小郡官衙遺跡群 媛社神社</p> <p>九州南北朝最大の合戦 大保原合戦 善風塚跡、西鯨坂城</p> <p>水とくらし ダブリュウ</p> <p>近世のクロスロード 小郡 隼鷹神社、柳屋、早馬祭</p> <p>小郡を支えた鴨 大保ゴルフ場跡</p> <p>民間信仰 さまざまな祈りのかたち 名馬池月の塚</p>
区域の概要	<p>本区域は宝満川の右岸に位置し、横隈は背振山系から東に延びた丘陵の先端部に当たる。旧筑前街道は宝満川右岸を南北に走る。</p> <p>本区域に隣接する津古古墳群は、古墳時代初頭の首長墓系列として全国的な注目を集める。みくにの団地にある津古1号墳は、古墳時代中期の横隈山古墳とともに、保存された貴重な前方後円墳である。</p> <p>旧筑前街道とは、天下道が薩摩街道に定められる前の筑前に向かう道であり、大保原合戦に関連する塚や寺の伝承もあり、少なくとも中世から続くと考えられる。この道沿いに宿場町として発展したのが横隈町である。近代以降の建築がほとんどを占めるが、南北の柵形や宿場内の幅広い直線道路が当時の繁栄を物語る。</p> <p>江戸時代に始まったとされる横隈早馬祭は、隼鷹神社の例祭の行事で、無病息災と五穀豊穡を祈願する。地域の重要な祭として位置付けられており、近年も多くの若い男性が参加する活発な祭である。なお、街道沿いにはダブリュウも多く見られ、近世以降の信仰のようすを知ることができる。</p> <p>横隈宿に存在する如意輪寺には、平安時代作の如意輪観音立像がある。現在は住職の講話が人気で、市外から大型バスで多くの観光客が訪れる人気スポットである。</p>
保存・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○中・近世の横隈町及び旧筑前街道に関する文化遺産と周辺環境の維持に取り組むとともに、活用のための周遊コースを設定する。 ○横隈宿の地元である横隈区と協議を進め、宿場内に残る多種多様な文化遺産の保存・活用方針を決定する。 ○地元に文化遺産の保存・活用に携わる団体を設立し、行政とともに方針に沿った事業を展開する。同時に案内ボランティアを育成し、周知を進める。 ○現在に残された貴重な町家など重要な文化遺産のこれ以上の滅失を避けるため、未指定文化財の内容や重要性を周知する。 ○町の構造など、詳細が不明な重要な構成要素の調査・研究を進める。



横隈宿と旧筑前街道区域の主な構成要素



横隈宿に関する主な構成要素



御勢大霊石神社は、平安時代の「延喜式」に記載された式内社です。神功皇后の伝承も残り、新年には粥占いが行われます。



横隈宿は南北約770mに渡る範囲で、幅約5.3mの広い道の両側に町家が並んでいました。現在も宿場を囲む竹林などが残っています。



みくにの団地に残る津古1号墳は、古墳時代前期の前方後円墳です。鶏形土製品が有名な津古生掛古墳とともに、地域の首長の墓です。



大正15年(1926)、大保に福岡県最初の「大保ゴルフ場」が完成しました。現在もクラブハウスの跡がわずかに残されています。



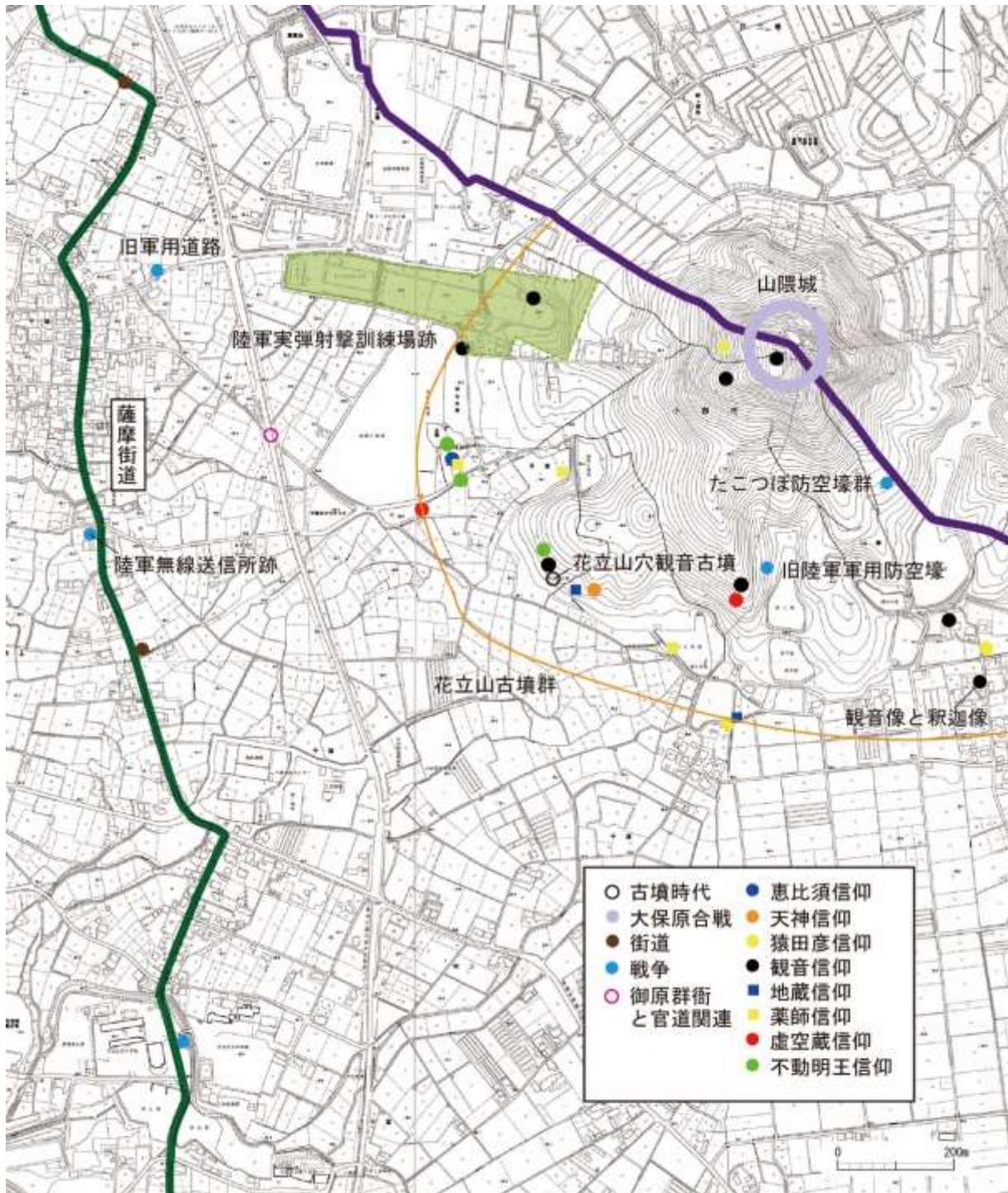
味坂には、源平合戦で活躍した佐々木高綱の伝承が残り、源頼朝からもらい受けた彼の愛馬である「名馬池月の塚」がまつられています。



嘉永2年(1849)年に生まれた田中新吾は、政治家として筑後川の改修に取り組むとともに、米の新品種「三井神力」を開発しました。

4) 花立山山麓区域

区域のテーマ	小郡のシンボル花立山の自然と文化
区域のタイプ	市の特徴である自然を背景に、様々な文化遺産が溶け込む区域
関連文化財群と構成要素	<p>津古古墳群と小郡の古墳文化 花立山穴観音古墳、花立山古墳群</p> <p>九州南北朝最大の合戦 大保原合戦 山隈城</p> <p>大刀洗飛行場と戦時の暮らし 陸軍実弾射撃訓練場、軍用道路、軍用防空壕、観音像と釈迦像</p>
区域の概要	<p>花立山は小郡市内唯一の山で、標高は 130.6m を測る。北東部約 1/2 は筑前町に含まれ、平野の中のランドマークになっている。</p> <p>山麓では旧石器時代の石器が見つかっており、数万年前から人々の活動が確認されている。また、縄文時代の落とし穴が数百基確認され、当時の狩猟の方法が確認できた。</p> <p>花立山には、南麓を中心に 300 基以上の古墳が築かれている。その中心になるのが花立山穴観音古墳で、全長〇m を測る前方後円墳である。巨石を利用した石室の壁面には計 8 か所の線刻があり、貴重な装飾古墳である。なお、数百基の古墳のうちほとんどが石室の石が残されていない。これは、江戸時代以降に持ち出され、周辺の溜池を始めとした土木工事に利用されたからである。1647 年に宝満川に築かれた稲吉堰にもこの古墳の石が使用され、薩摩街道を守る干潟野越堤にも古墳の石が再利用されている。</p> <p>1919 に大刀洗飛行場が完成すると、小郡市内でも特に立石校区に多くの関連施設が築かれた。中でも花立山山麓にある陸軍実弾射撃訓練場は長さ約 300m を測る大規模なもので、現在も一級の戦争遺跡として現地に残されている。</p>
保存・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○花立山山麓は都市計画上開発できないため、適切な環境維持に取り組むとともに、史跡と自然のバランスの取れた周遊コースを設定する。 ○花立山を楽しむ会と協議を進め、山麓に残る多種多様な文化遺産の保存・活用方針を決定する。 ○方針に沿った事業を展開するため、多種多様な文化遺産に対応する案内ボランティアを育成する。 ○山麓の史跡を市民の貴重な財産として明確に位置付けるため、花立山古墳群の国史跡指定を目指し、行政と地域が協力して準備を進める。 ○風化が進む戦争遺跡の保存に取り組み、平和学習やフィールドワークの教材として活用する。 ○古墳群の構成や展開など、詳細が不明な重要な構成要素の調査・研究を進める。



花立山山麓区域の主な構成要素



小郡市の象徴である花立山は、季節によってさまざまな表情を見せます。秋の稲穂を抱えた姿は、市の発展を象徴するようです。



花立山の山頂には、中世から近世にかけて地域の拠点だった山隈城がありました。現在も本丸などの曲輪が確認できます。



花立山では、「花立山を守る会」が活発な活動を行っています。春のお茶会や秋の収穫祭には、市内外から多くの人々が訪れます。



花立山の山麓には、県史跡花立山穴観音古墳以外にも 300 基以上の古墳や横穴墓があります。県内最大規模の古墳群です。



昭和 18 年 (1943)、花立山西麓に陸軍の実弾射撃訓練場が完成しました。現在も土塁などが残り、戦争遺跡として注目されています。



旧街道と射撃訓練場は幅 8m の軍用道路で結ばれていました、現在も「陸軍」の銘がある境界標が残されています。

第5章 文化財の保存・活用計画の考え方

1. 基本的な考え方

保存・活用計画とは、実際に文化財を総合的に保存・活用するために必要な詳細な計画であり、歴史文化基本構想の趣旨を踏まえつつ、個別に策定する必要があります。

よって本構想の中では、保存・活用計画の策定に必要な以下の項目に関して、考え方を明確にします。

- 対象となる文化財（群）
- 保存・活用計画の作成者
- 文化財（群）とその周辺環境の整備の方針
- その他の保存活用計画に定めることが望ましい項目等

2. 保存・活用計画策定に向けた検討事項

1) 対象となる文化財（群）

対象となる文化財（群）を決定するには、まず各文化財を正当に評価する必要があります。そのためには調査・研究が不可欠で、その成果を基にデータベースを構築し、客観的な価値基準を作成することが必要です。なお、保存活用に活かすデータベースにするためには、モノに関する情報のみでなく、所有者や管理者、現在の活用状況なども把握しておく必要があります。

2) 保存活用計画の作成者

それぞれの文化財の所有者、実際に管理・活用する人や組織によって、保存活用計画の作成者は異なります。また、計画を作成する体制もそれぞれで、策定の目的も各文化財によって異なります。

よって、所有者や管理者が民間である場合、行政として団体への計画の必要性の周知及び意見交換、そして団体自体の情報を整理することが重要です。例えば、団体の活動内容や活動費はもちろん、計画策定後の実際の取り組みに向けて、主要なメンバーやその世代を把握することも必要になります。

3) 文化財（群）とその周辺環境の整備の方針

保存活用計画に周辺環境を含める場合、都市計画や景観計画などとの整合性を図る必要があります。まずこれらの情報を整理し、対象範囲や目的を明確にしなければなりません。特に、平成29年度に策定された「小都市景観計画」においては、今回定めた保存活用区域と「景観形成重点地区」とでほぼ一致する例が多く、双方の利点を生かした地域の運営が望まれます。

周辺環境の整備は、文化財単体ではなく、地域全体の魅力の向上につながるものであり、地域住民にも分かりやすい計画の重要な要素となります。

表 21 歴史文化基本構想と景観計画の関係

今回定めた保存活用区域	「小郡市景観計画」での位置付け
松崎宿と薩摩街道区域	景観形成重点地区「松崎地区」
小郡町と彦山道区域	景観形成重点地区「小郡駅前地区」
横隈宿と旧筑前街道区域	—
花立山山麓区域	景観形成重点地区「花立山地区」

4) その他の保存活用計画に定めることが望ましい項目

その他の保存活用計画に定めるべき内容として、以下のことが考えられます。

●対象とした文化財の保存・活用の具体的方法

上記に挙げた全体像はもちろん、対象とした文化財自体の保存・活用方法の検討は必須です。補助金の取得を目指すのであれば、国・県・市にどのような補助金があるのか、寄付を募ったり、クラウドファンディング（群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語）を実施したりするのであれば、何に焦点を当てるのか等できるだけ具体的な検討が必要です。また、体験プログラムの開発も非常に有効な手段と言えます。

●学校教育・生涯学習の場での活用方法

活用の計画については、一般公開の方法や周知する講座の実施などはもちろん、学校教育現場との連携を念頭に置いた内容にする必要があります。将来の保存活用の担い手となる子どもたちへの取り組みは不可欠です。

●人材育成の方法

文化財の保存・活用に、人材の確保は不可欠です。地域内や市域、市外など、どこに人材を求めるかを含め、講座や研修の開催を含めた育成方法、その人材をどのように組織化するかなど、計画に定めておく必要があります。

3. 関連文化財群の保存活用計画

関連文化財群に関する保存活用計画は、まず個々の文化財の関連性を明確にし、それらを一体として保存・活用するためのものである必要があります。よって、まずは計画全体の柱となるテーマを明確にすることが重要です。

関連文化財群には多種多様な構成要素が存在します。そして、これはつまり所有者や管理者、活用主体の多様性を意味します。これら全てを当初から計画の中に位置付けることは難しいかもしれませんが、計画の周知や行政による先行した実践を進め、将来的には関連文化財群全体として取り組めるような、より発展的な事業展開が期待されます。

4. 歴史文化保存活用区域の保存活用

歴史文化保存活用区域に関する保存活用計画は、地域を一体的に保存・活用するためのものである必要があります。そのため、まず歴史文化の特徴をまとめるとともに、区域内の課題を整理した上で、計画の検討を進めなければなりません。

また、歴史文化保存活用区域は、一定の地理的なまとまりを対象とするので、計画策定には、文化財の所有者や管理者はもちろん、地域住民の声を十分反映させる必要があります。地域住民が活動の主体となれば、この計画はそのまま地域のまちづくりにつながる重要な位置付けを得ることになります。

第6章 歴史文化の保存・活用の体制と取り組み

1. 基本的な考え方

歴史文化基本構想の実現には、行政と地域社会の連携・協力が不可欠です。特に文化財の継承には様々な分野の取り組みが必要になりますが、人材育成の方法やNPO法人や民間企業との役割分担や支援の方法を始めとする連携の仕組みなどは、まず最初に整理することが求められます。また、行政内部の整理も必要です。いわゆる縦割りではない横断的な組織の構築が求められます。

2. 体制整備の方針

1) 体制の現状と課題

小郡市では、今回の歴史文化基本構想策定前から行政と住民や民間で協力して歴史文化の保存・活用の取り組みを行ってきました。しかし、行政担当部局同士の連携体制は強力とは言えず、民間を中心とした関連団体とも十分な連携が図れてきたとは言えません。

(1) 行政組織

小郡市では、文化財行政は教育委員会の教育部文化財課が担っています。事業に応じて、教務課、都市計画課、商工・企業立地課、秘書広報課、コミュニティ推進課等と協力して取り組みますが、常設の連携組織はなく、市民の要望にスムーズに対応できているとは言えないのが現状です。

平成17年の埋蔵文化財調査センター増築以降、小・中学校の教育現場に対しては積極的な取り組みを行ってきました。以前は相互理解の不足がありましたが、近年は文化財課に教職員OBを配置したことにより、実務を行う現場同士のつながりが強力になりつつあります。

このような状況の中、特に普及・啓発部門においては、周辺市町村より比較的多様な事業展開を行ってきました。しかし、事業の基本である文化財の調査や保存に関して、十分な体制が取れているとは言えません。正規職員の専門性は偏り（全て考古学専攻で、民俗学専攻の職員が現在観光分野に異動中）、レファレンスサービス等で通常最も市民に近い立場にあるはずの歴史学専攻職員は皆無です。また、近年市が積極的に取り組んできた古建築分野の専門職員もいない状況です。これに関しては、諮問機関である小郡市文化財保護審議会委員の指導及び、各職員が他分野の専門性を高める等によりどうにかカバーできていると言えます。

この状況は、これからの歴史文化の保存・活用を推進する上では大きなマイナスであり、早急な改善が求められるところです。

(2) 文化財に関する主な組織・団体

市内には数多くの文化財に関する団体が存在します。文化財の保存を中心とする団体、管理を中心とする団体、活用を中心とする団体などその事業内容は様々ですが、それぞれが各文化財に向き合って活動しています。

数ある団体の中でも、認定NPO法人文化財保存工学研究室とNPO法人小郡市の歴史を守る会は、現在も市の歴史文化の保存・活用の中心を担っていると言えます。

認定NPO法人文化財保存工学研究室は、平田家住宅（市指定有形文化財）と平田氏庭園（国登録記念物）を中心に管理と活用に取り組み、建築を専門とする理事長のもと、建物の簡易的な修復も行っています。瓦塀の復原延長工事においては、認定NPO法人自らが寄附金を募って事業実施に結び付けるなど、全国的にも注目すべき取り組みを行っています。

NPO法人小郡市の歴史を守る会は、4つの団体（松崎油屋の保存と活用を考える会、小郡官衙遺跡を守る会、埋文センター友の会、七夕の里振興協会）からなり、それぞれが文化財の管理と活用に取り組んでいます。特に松崎油屋の保存と活用を考える会は、平成30年度に解体・復原工事が完了した旧松崎旅籠油屋（市指定有形文化財）の管理と活用を担当しており、今後も行政と強い連携を保ちながら、事業を展開することが望めます。

これらの二つのNPO組織は、お互い行政と密な関係を築きながら、古建築に関する事業を展開しています。しかし、現状でこの両者自体の十分な連携は取れていません。それぞれの組織で異なる得意分野のノウハウを共有し、不得意分野を補完しながら事業を進めれば、市民にとってさらに有効な活動を展開できることでしょう。

公的な機関としては、九州歴史資料館があります。平成22年（2010）に小郡市に移転・開館して以降、大宰府史跡の発掘調査を始め、多角的な調査や研究を進めています。中でも文化財の保存に関しては、最新の機器や技術を持ち、県内の拠点施設としての役割を担っています。展示会や講座などの普及活動はもちろん、ボランティアの育成にも力を入れ、福岡県の歴史を発信する拠点施設として活発な事業展開を行っています。

表 22 小郡市内の文化財に関する主な組織・団体

名 称	主な活動	性格
九州歴史資料館	大宰府史跡の調査、研究 展示会の開催	公共
野田宇太郎文学資料館	野田宇太郎の顕彰 展示会の開催	公共
認定NPO法人 文化財保存工学研究室	平田家住宅・平田氏庭園の管理 講演会・体験講座などの実施	民間
NPO法人 小郡市の歴史を守る会	市内文化団体の事業管理	民間
松崎油屋の保存と活用を考える会	旅籠油屋の保存、活用	
小郡官衙遺跡を守る会	官衙遺跡公園の管理、活用	
埋文センター友の会	埋文センターの休日管理、案内	
七夕の里振興協会	媛社（七夕）神社の普及活動	
NPO法人 松崎歴史文化遺産保存会	松崎宿旅籠鶴小屋の管理、活用	民間
小郡市埋蔵文化財調査センター 史跡案内ボランティア友の会	市内の史跡案内とハイキング実施	民間・公共
小郡市郷土史研究会	郷土史研究、講演会などの普及活動	民間
将軍藤保存会	福童の将軍藤の管理	民間
高卒都婆保存会	史跡高卒都婆の管理	民間
名馬池月の塚保存会	名馬池月の塚の管理	民間
関係神社（隼鷹神社、天忍穂耳神社、 上岩田老松神社など）	指定文化財の管理	民間
関係寺院（如意輪寺など）	指定文化財の管理	民間
三國會	講演会など	民間
小郡高校 郷土研究部	学外研修など	学校
三国小学校 歴史クラブ	郷土の歴史学習	学校

2) 活動の現状と課題

ここでは、文化財の保存・活用に関する実際の活動について現状と課題をまとめます。

(1) 保存分野

小郡市では、昭和 52 年 (1977) に文化財保護条例を定め、その後改正を繰り返しながら、市の歴史文化に欠かすことができない文化財を指定して保護してきました。松崎宿旅籠油屋は、平成 3 年 (1991) の台風 19 号により屋根が大きく破損し、解体の危機を迎えましたが、市民の運動により保存されました。その後、市の文化財指定を受け、それにより解体・復原へ結び付いたと言えます。また、平成 28 年 (2016) の道路工事中に発見された薩摩街道干潟野越堤は、翌年には市の史跡指定へと結び付けて保存に成功するなど、一定の成果を挙げてきました。

ただし、今回の悉皆調査で発見された数多くの文化遺産については、重要性が示唆される物件があるにも関わらず、未だ適切な保存環境へと導くことができていません。有形文化財の場合は、盗難等の被害にあって滅失する可能性も考えられ、早急な対策の整理が必要です。また、市民や地域から相談のある未指定文化財の保存に関しても、指定文化財ではないことを理由に補助金等の交付に至らず、保存できなかった古建築も存在します。また、社会の高齢化により、これらを管理する後継者不足問題も深刻となっています。

(2) 活用分野

昭和 61 年 (1986) の埋蔵文化財調査センター開館により、常設の展示室や学習室を備えた拠点施設が完成しました。それ以降、毎年 1 回の特別展と年 2 回の企画展を実施するとともに、考古学講座や歴史講座を開催して普及活動を行ってきました。平成 17 年 (2005) には、増築によって約 80 人が同時に活動できる体験学習室が完成し、以降は毎年 8~10 回実施する古代体験ものづくり講座が主要事業として、市民の中にも認知されてきています。なお、敷地内には古墳時代の登窯を復元設置しており、毎年冬の須恵器つくりと窯焚きは恒例行事として位置付けられています。

文化財に関する民間の活動が活発化したのは平成 14 年 (2002) 頃からです。この年、筑紫野・小郡ニュータウン計画に伴う大規模発掘調査が完了し、市の文化財行政も方向転換を図る時期でした。

まず、平成 15 年 (2003) に史跡案内ボランティア友の会が設立されました。これは、市主催の養成講座を受講したメンバーが立ち上げたもので、現在も会員約 20 名を数えます。主な活動は、年 5 回程度の自主ハイキングの実施、小郡・鳥栖・基山クロスロード文化研究会の活動、生涯学習講座の主催、外部からの案内依頼への対応などです。

平成 25 年 (2013) には、NPO 法人小郡市の歴史を守る会が設立されました。これは、表 22 にある 4 団体が一緒に一つの組織を作ったもので、史跡巡りハイキングなどのイベントの際には協力して事業を実施します。また、平成 27 年 (2015) には、認定 NPO 法人文化財保存工学研究室が平田家住宅での活動を始めました。地域の組織である平田家住宅を保存する会やはぜの会とともに、現在も活発な活動を展開しています。

このように、市民団体や NPO 法人の活動が活発化している近年ですが、それに対する行政の取り組みが十分とは言えません。特に、旅籠油屋・平田家住宅については、復原や公有化までは年次計画通りに進めてきたものの、その後の活用計画の策定が遅れています。今後は各団体と協力して、計画的な活用を図る必要があります。

3) 今後の体制の方針と具体的な取り組み

前述の組織及び活動の現状と課題を整理すると、今後の体制拡充に求められる方針と具体的方策は以下のようになります。

<組織拡充に関する方針>

多種多様な文化財の保存と活用のための職員の専門性を確保

- ・現在の組織にいない歴史分野等の専門職員の採用
- ・行政内の連携組織の構築

<保存分野に関する方針>

地域の歴史を物語る重要な文化遺産の確実な保存と継承

- ・新しい枠組みによる未指定文化財の保存方法の確立
- ・未指定文化財保存のための予算措置
- ・登録文化財制度の拡充
- ・文化財保存技術者の養成と活用
- ・未指定文化財を取り入れたまちづくりの検討と実践

<活用分野に関する方針>

小郡の歴史文化を活かしたまちづくりの推進

- ・個別の文化財を対象とする活用計画の策定
- ・行政と民間、民間同士の連絡組織の構築
- ・学校教育のみでなく、社会教育の積極的推進
- ・都市計画部局との連携強化

(1) 行政組織の強化

・専門性の確保

先述のとおり、現在の組織は専門性に偏りがあるため、広い専門性を確保する必要があります。特に文献史専攻の正規職員採用は、今後の文化財行政には欠かせない条件です。また、建築分野に関しては、建築士会との連携を図るなど、十分方法を検討する必要があります。

・庁内連携体制の構築

歴史文化の保存・活用によりまちづくりを推進するには、都市計画部局を始めとした様々な関連部局との横断的な体制作りが欠かせません。歴史文化基本構想実現のため、庁内連携体制の常設が求められます。

・未指定文化財の保存措置

歴史文化基本構想策定により、未指定文化財の保存への道が拓かれます。ただし、優先順位を設定するなど、計画的な取り組みが必要です。

(2) 市民・地域コミュニティとの連携

・周知の機会を設定

文化財は市民共有の宝であり、市民一人一人が主体的にその保存・活用に取り組むこと

が望まれます。そのためには、まず身近な文化財の価値や取り組みの必要性を周知する機会の創出が必要です。

- ・ **実際に取り組む場の提供**

文化財の価値を周知できたら、次は具体的な取り組みの紹介が必要です。例えば、古建築や庭園の清掃活動など、気軽に参画できるような活動機会を提供することが求められます。それが将来の組織化や自主的な未指定文化財の保存活動へとつながります。

(3) NPOを始めとする民間との連携

- ・ **連絡組織の構築**

文化財の保存・活用のけん引役として活動していますが、各組織の連携は十分とは言えません。そこで、行政がパイプとなって連絡協議会を立ち上げ、情報共有や事業協力を進めます。

- ・ **市民団体の専門性を活かした取り組み**

市民団体の中には、古文書や建築など、行政以上の知識や技術を持つ人材が存在します。団体構成員のリスト化などで情報共有を図り、各文化財に合わせた最適な取り組みを進めます。

(4) 関係機関や大学、自治体との連携

- ・ **職員交流等による周辺自治体との協力体制の確立**

小郡市は佐賀県との境に位置し、古くから鳥栖市や基山町との活発な交流が行われてきました。歴史文化の理解にはこのような地域全体を俯瞰する視点は不可欠であり、両市町と職員交流を含めた積極的な協力体制を確立しなければなりません。

- ・ **周辺自治体との事業協力**

現在、鳥栖市・基山町とはクロスロード文化研究会として、大刀洗町とは地域文化観光実行委員会として、市民・行政の文化交流が進んでいます。今後は、今以上に市民の主体性を高めるような事業展開が期待されます。

- ・ **九州歴史資料館との協力体制の確立**

小郡市埋蔵文化財調査センターと九州歴史資料館は指呼の距離にあり、日常的な交流は活発です。ただし、組織としての人事交流等は未実施で、県と市という枠組みを超えた協力体制が整えば、互いの強みを理解した事業展開を図ることができます。

(5) 学校教育現場や社会教育分野との連携

- ・ **学校現場との職員交流**

地域の歴史文化を守り伝えるには、子どもたちへの周知を欠かすことができません。ただし、行政からの一方的な押し付けは学校現場のカリキュラムの混乱を招く恐れがあるため、教職員OBなどの雇用を充実させ、双方に適切な方法で連携を進めます。

- ・ **社会教育の充実**

学校教育との連携は一定の成果を得ていますが、社会教育分野は十分とは言えません。文化財課で実施する各種講座の実施は継続しつつ、生涯学習課やコミュニティ推進課との連携を強め、幅広い年齢層を対象にした事業展開が必要です。

3. これからの歴史文化保存・活用の取り組み

1) 文化財を知る取り組み

●学校教育の充実

平成 17 年（2005）の埋蔵文化財調査センター増築以降、教育現場との連携に積極的に取り組んできました。平成 19 年（2007）には『小郡市史』のダイジェスト版である『ふるさと小郡のあゆみ』を刊行し、毎年市内の小学 6 年生全員に配布しています。また、近年は小学校教員 O B を嘱託職員として採用し、それ以降小学校との連携が飛躍的に伸長しています。

平成 30 年度には、学校等からのセンター見学が保育園 1 園、小学校全 8 校、中学校 1 校の計 1,192 名あり、逆に学校等への出前授業・出前講座は延べ 3,092 名を数えます。また、平成 25 年度から始めた「小郡ジュニア歴史博士」の取り組みも、近年は小学校の夏休みの課題の一つとしても定着し、令和元年度は 583 名から 509 名の応募がありました。

表 23 平成 30 年度出前授業・出前講座実績

		学年	延べ人数	教科/領域	実施日
幼	小郡幼稚園	年長	43	あそび	19/1/11
小 学 校	味坂小学校	6 年	69	総合	18/5/30・6/8・6/29
		5 年	58	社会/総合	18/6/5・6/11
		4 年	20	社会	18/12/6
		3 年	34	社会/総合	19/1/21・2/26
	御原小学校	6 年	21	国語	18/6/28
		4 年	22	社会	18/10/31
		3 年	36	社会/総合	19/1/15・2/28
	立石小学校	6 年	33	国語	18/6/30
		3～6 年	20	総合	18/11/27
		3 年	46	社会/総合	19/1/15・2/28
	小郡小学校	6 年	128	国語	18/6/30
		4 年	121	社会	18/11/20・11/21
		3 年	254	社会/総合	19/1/27・19/2/25
	大原小学校	6 年	126	国語	18/7/9・18/11/30
		4 年	61	総合	18/12/17
		3 年	62	社会	19/1/16
	東野小学校	6 年	94	総合	18/6/14・18/6/25
		4 年	51	社会	18/7/5
		3 年	110	社会	19/1/16・2/14
	三国小学校	6 年	338	総合	18/5/24・7/10
4 年		144	社会	18/11/22・11/26	
3 年		316	社会/総合	19/1/28・19/2/27	
のぞみが丘 小学校	6 年	292	社会/総合	18/7/12・10/27	
	5 年	236	総合	19/2/6・2/15・2/21	
	4 年	117	社会	18/11/14・11/15	
中 学	大原中学校	1・3 年	4	社会	18/8/10
	三国中学校	1 年	236	社会	18/12/3・12/4
	合計		3,092		

このように、教育現場との連携はすでに充実したものですが、中学校への取り組みについては改善の余地があります。これについては、現在設置している「ふるさと小郡のあゆみ普及活用推進委員会」に諮りながら、継続した歴史教育が実施できるよう改善を図ります。

●社会教育の充実

社会教育の機会を充実させ、地域住民が生涯学習を通じて地域に対する愛情を育めるよう、子どもたちだけでなく、大人に対する教育を充実させる必要があります。現在の社会教育分野の取り組みとして、以下の項目が挙げられます。

表 24 現在の一般向け取り組み

項目	回数/年	内容
考古学講座	3	考古学分野の講演会。上半期を中心に3回開催する。毎年設定するテーマに沿った若手を講師に選定。
歴史学講座	3	歴史学分野の講演会。下半期を中心に3回開催する。小郡の中世から近代に関連する講演内容。
民俗学講座	1	民俗学分野の講演会。体系的な位置付けができておらず、今後の検討課題の一つ。
小郡ふるさと歴史検定	2	『ふるさと小郡のあゆみ』を活用した検定試験。毎年計60～80名程度の受検がある。対策講座も実施。
史跡めぐりハイキング	5程度	史跡案内ボランティアが案内する史跡めぐり。毎回40～60名程度の参加があり、事業として定着している。
ふるさと学講座	4	史跡案内ボランティアが講師となって実施する講座。平成30年度より、生涯学習課から移管された。

前述の教育現場との連携と比較すると取り組みの不足は明らかで、今後重点的に事業展開を図る必要があるでしょう。具体的には以下のような事業が考えられます。

表 25 今後の一般向け取り組み案

項目	回数/年	内容
旅籠油屋及び周辺を会場にした企画	5	旅籠油屋を会場とした講演会や企画展を増やし、民俗分野の体験会などを実施する。
平田家住宅及び周辺を会場にした企画	5	平田家住宅を会場とした講演会、小郡町家地区の散策や庭園巡りハイキングなどを実施する。
ポイントを絞ったハイキングの実施	3	文化遺産悉皆調査の成果を活かし、厳選したハイキングコースを提供する。

●継続した調査

今回の歴史文化基本構想策定は、平成24年度から実施した文化遺産悉皆調査の成果が基になっており、調査の際に作成した文化遺産カードは約3,800枚に及びます。しかし、各地域のまつりなど、市内には依然として調査が及んでいない文化遺産が多数存在すると考えられます。また、悉皆調査後の数年間で撤去されてしまった文化遺産もあり、経過観察も含めた追加調査は必須です。

また、悉皆調査で把握した文化遺産の中には、中世に遡ると考えられる石造物などもあります。しかし、現在まで専門的な調査は実施できておらず、明確な評価を得られていません。これらについては、年次計画を策定してその解明に取り組み、将来の文化財指定に結び付ける必要があります。

2) 文化財を守る取り組み

●担い手の育成

民俗芸能の継承はもちろん、建造物などの日常的な清掃・美化や維持管理などには、市民の主体的な取り組みが不可欠です。小郡市内にはこれらに取り組む団体はありますが、いずれも構成員の高齢化が問題となっています。

なかでも、民俗芸能の継承に関しては、喫緊の課題と言えるでしょう。これまで獅子舞い等の担い手は地域で育成してきましたが、近年は地域外へも参加者を求めることが多くなってきました。今後は、祭りや管理する建造物・史跡のある場所に限らず、興味を持つ人材を広く受け入れる必要があると考えられます。

また、新しい担い手の育成に市域全体で取り組むことも必要です。例えば獅子舞いを行う各団体や早馬祭に取り組む横隈区・乙隈区の交流を図るなど、課題を共有するとともに、地域と行政が一体となった取り組みが必要です。

●ネットワーク作り

変化の激しい現代社会においては、個人や単独の組織の思いのみで文化財を守り伝えることは非常に難しくなっています。つまり、これまで守り続けた文化財を未来へつなぐには、文化財への思いとその価値を共有するネットワーク作りが重要です。

まず、行政組織としては、教育委員会文化財課のみでなく、市長部局である都市計画課、コミュニティ推進課、商工・企業立地課（観光担当）などとの連携体制構築が必要です。今回の歴史文化基本構想策定委員会には、観光協会会長が委員として、都市計画課がオブザーバーとして参画していますが、策定した構想を市全体の実施計画の一つとして位置付け、庁内連携体制の強化・充実を図ります。

次に、周辺市町村とのネットワークについては、現在も活動している小郡・鳥栖・基山クロスロード文化研究会の発展が求められます。もともこの組織は、各市町が市史・町史編纂の際に収集した膨大な史料を共有し、活用することを目的して作られましたが、現在は年1回の史跡めぐりハイキングを主催するのみの活動となっています。これを本来の目的である文化財の保存・活用に取り組むべく活動を強化し、互いのノウハウを活かした事業を展開します。



●防災・防犯対策

歴史文化基本構想を推進するためには、市内に存在する歴史文化と文化遺産の情報を確実に管理することが必須です。特に文化遺産に関しては、調査で終了するのではなく、所有者や管理状況などの更新を含む現状把握が必要で、このような基本情報の整理は、災害の際の取り組みや防災に向けても重要なカギとなります。

近年多発する地震や大雨によって、日本全国で数々の貴重な文化財が被害に遭っています。被災後は復旧に取り組まれるものの、基本情報が乏しい場合は、そのまま滅失してしまうこともあります。また、所有者だけでなく、地域との情報の共有や住民への啓発も必要です。

現在、市広報で連載中の「発見！おごおり遺産」の継続を含め、指定文化財以外の文化財の周知を進める必要があります。

また、文化財を利用して、これまでの災害の歴史を学習することもできます。天武朝期の筑紫大地震や近世以降の宝満川・草場川の氾濫などの過去の災害に学びながら、今後の防災対策を考えることも有効な手段でしょう。

一方、防犯に対する取り組みも必要です。近年日本全国で文化財の盗難が相次いでいます。警備体制の整っていない寺社などが狙われやすく、指定文化財が被害に遭うことも少なくありません。

つまり、文化遺産の周知は被災からの復旧には役立ちますが、その情報が犯罪に利用される可能性も考えられます。未指定ながら重要な文化財については、行政と地域が連携して防犯対策を練る必要があるでしょう。

●文化財修復の推進

文化財を次世代に継承するには、保存はもちろん修復が必要です。修復によってその価値は維持され、さらに魅力を高めることも可能になります。

文化財の修復には、重要なポイントが二つあります。一つは年次計画を立て、場当たりの取り組みにしないこと。そしてもう一つは、高度な知識と技術を持つ専門技術者との連携を強化することです。

年次計画を立てるには、まず文化財の種別による修復方法の違いを整理する必要があります。同じ有形文化財でも、当然石造物と木造物では、全く方法が異なります。次に各文化財の現状と課題を整理することも必要です。修復の方針を立てるには専門的知見が不可欠であり、文化財カルテ等を作成して情報を共有することが必要でしょう。

文化財の修復には、多額の費用をかけて大規模に実施するものとは別に、日常管理の中で取り組むものもあります。実は、この日常の管理・修復が重要なのです。特に古建築の場合、小郡市内には技術者人材育成事業（緊急雇用事業）によって育成した一級建築士が事務所を構えており、今後も現在以上の連携を取りながら、保存・修復を進めていきます。

●市民による選択の仕組み作り

市内に存在する多くの文化遺産は、もちろんその全てを守り伝えることは不可能です。ここには選択と集中が必要で、平成24年度から実施した悉皆調査は、その判断材料を得るためと言っても過言ではありません。

では、この選択と集中は誰が決めるかと言えば、それは市民です。地域に根付く人々が、何に誇りを持ち、何を残したいかを決定します。そして、それが責任を持った保存・活用という活動につながります。そのために、行政は市民が文化財を大切に思う風土を醸成する取り組みを進める必要があります。

今後の進め方の一例として、太宰府市が実施している「市民遺産」の取り組みが挙げられます。これは、市民が未来の太宰府に残したいと思う太宰府の物語と、関連する文化遺産と、伝える活動とを合わせた「太宰府市民遺産」を、太宰府市景観・市民遺産会議が認定するものです。小郡市でも「おごおり遺産」の取り組みを始め、市民主体で文化財を継承する仕組み作りを構築することは非常に有効だと考えられます。

3) 文化財を活かす取り組み

●文化財の公開

市民へ文化財の価値を周知するために、最も有効な手段は公開です。市内の各指定文化財については、現在も原則非公開のものは無く、日常的または機会を作って公開しています(如意輪寺の如意輪観音立像の公開は12年に1度のみ)。

指定文化財ではないが地域の歴史にとって重要なもの、単体として人を呼ぶタイプの文化財ではないがストーリーの中で生きるものは、史跡案内ボランティアが史跡巡りハイキングのコースに取り込み、活用を図っています。

今後はこれに加えて、周遊型のイベントを実施することも検討が必要です。まずは、JRウォーキングや西鉄・甘木鉄道のレール&ハイクとの連携、またスタンプラリー形式のコース設定など、さらには食や健康の分野との連携を図れば、魅力的な事業が展開できるでしょう。



●新しい活用方法の検討

近年、全国的に古民家を利用したカフェやレストランが増加しています。小郡市内でも国登録文化財松岡家住宅は、料亭「とびうめ」として営業されています。指定文化財は保存・管理が第一目標となるため、規制が厳しく火器の使用が難しい面がありますが、登録文化財は比較的規制が緩やかで、様々な用途で活用することができます。

市内にある国登録の建築は現在1件のみですが、候補は数多く存在しています。味坂の西原家住宅や小郡の料亭「さとう別荘」などです。これらは、将来的な文化財登録や新しい活用方法も視野に入れて、所有者との連携を図る必要があります。



●文化財整備の推進

市内唯一の国指定史跡である小郡官衙遺跡群は、平成 23 年度に保存管理計画を、平成 24 年度に整備基本計画を策定しました。このうち、上岩田遺跡は土地の公有化が完了し、小郡官衙遺跡は約 90%まで公有化が進んでいます。今後は史跡整備の段階となりますが、現在の市の財政状況から、具体的な年次計画は策定できないのが現状です。

ただし、公有化した土地の未整備放棄は防がなければなりませんので、まず小郡官衙遺跡については、整備基本計画に挙げた短期整備計画をさらに 2 分し、以下のような段階を設ける必要があると考えます。

段 階	概 要
短期整備計画【前期】	<ul style="list-style-type: none"> ①整備済の遺跡公園の東側に広がる、一段低い未整備地の盛土を行い、一体となった活用を可能にする。 ②古くなった史跡案内板を付け替え、最新の情報も加える。 ③令和 3 年度に都市計画課から文化財課に移管される「市民活用ゾーン」について、指定地外であることを活かし、遺跡の理解を助けるエリアとして整備する。
短期整備計画【後期】	<ul style="list-style-type: none"> ①【前期】に盛土した範囲に、遺構表示を行う。 ②AR（拡張現実）により建物を復元し、史跡案内と組み合わせた活用方法を推進する。

上岩田遺跡は、現在遺構表示等はありませんが、基壇の存在が雄弁にその歴史を物語っています。整備基本計画では、一度に一体的な整備を謳っていますが、こちらも少なくとも 2 期に分けて考える必要があるでしょう。

段 階	概 要
整備計画【前期】	<ul style="list-style-type: none"> ①ふれあい磐戸公園の東に広がる未整備の簡易的な整備を行い、公園として一体的に利用できるようにする。 ②来訪者に分かりやすい総合的な案内板を設置する。
整備計画【後期】	<ul style="list-style-type: none"> ①遺構表示を行い、史跡公園としての位置付けを明確にする。 ②AR（拡張現実）により建物を復元し、史跡案内と組み合わせた活用方法を推進する。

以上のように、これまでに策定した計画を一部改訂し、実現可能な分野から整備を実施することが重要でしょう。

なお、史跡公園の活用には、案内人の存在が不可欠です。小郡市史跡案内ボランティア友の会は、設立当初から小郡官衙遺跡群への取り組みを第一と位置付けて活動しており、今後不特定多数に向けたAR（拡張現実）等に全てを委ねて自己満足するのではなく、人と人とのつながりの中で史跡の本格的な活用へと結び付けたいと考えています。

●大学との連携の取り組み

平成 30 年（2018）7 月 10 日、小郡市と福岡女学院大学は「小郡市観光まちづくり調査研究事業の実施に関する協定書」を締結しました。この協定は、小郡市と福岡女学院大学の人的・

知的資源等の交流と活用を図りつつ、福岡女学院大学が小郡市の観光まちづくりに関する提案を行い、市の観光まちづくりの推進に寄与することを目的としています。具体的には、福岡女学院大学の学生が授業の中で小郡市の観光まちづくりについて学習し、市職員の出前授業や現地研修などを経て、具体的な取り組みの提案を行うものです。

平成30年度は、旅籠油屋（復原工事中）や平田家住宅、如意輪寺、七夕神社など市内7か所を視察し、12月にはシンポジウムを開催して、学生による発表も実施しました。令和元年度は、視察場所を旅籠油屋の復原工事が完了した松崎に絞り、さらに具体的な取り組みの検討を行いました。

この事業では、若い世代の新しい視点による提言が多数ありましたが、いずれも一講義の中での取り組みであり、一貫した継続的な取り組みには至っていません。今後はこれをゼミでの取り組みに発展させるなど、具体的なまちづくり活動につながる方策を検討する必要があります。



●文化財保存活用地域計画の策定

平成30年（2018）6月の文化財保護法改正により、歴史文化基本構想で位置付けることとされていた文化財の保存及び活用に関する基本的な方針等は、文化財保存活用地域計画に移行して法定化されることになりました。

その後、国から文化財保存活用地域計画に係る策定指針が示され、歴史文化基本構想を策定済の市町村については、指針で示された必要な事項を当該基本構想に追加することで、文化財保存活用地域計画に移行できるとされました。

この文化財保存活用地域計画は、歴史文化基本構想を具体化するアクションプランとも位置付けることができ、小郡市においても今後数年中に策定することを目的とします。

